うるま市告示第１１９－２号

ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年７月１日

うるま市長　中村　正人

ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱（令和４年うるま市告示第５４号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱	ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱
（交付金）	（交付金）
第３条　ふるさとうるま自治会活動応援交付金（以下「交付金」という。）は、寄附者がふるさとうるま自治会活動応援寄附金（以下「寄附金」という。）として、指定した自治会に寄附した額の総額に相当する額を自治会に対し交付するものとする。ただし、市が行う寄附金の募集に係る事務費その他経費が発生した場合は、当該経費を除いた額とする。	第３条　当該交付金は、寄附者が寄附金を寄附するときに指定した自治会に寄附金額の全額に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限として、自治会に対し交付するものとする。
（交付金の対象経費）	（交付金の対象経費）
第４条　［略］	第４条　交付金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。
（１）　交付金の交付年度において自治会の運営及び自治会が実施する事業に要する経費（ただし、食糧費は自治会が実施する事業の目的を達成するため、地域住民に広く提供するものに限り対象とする。）	（１）　交付金の交付年度において自治会の運営及び自治会が実施する事業に要する経費（ただし、人件費及び食糧費を除く。）
（２）～（３）　［略］	（２）～（３）　［略］
（支出の制限）	（支出の制限）

第５条　交付金は、宗教活動、政治的活動、選挙活動その他公序良俗に反する活動の費用として支出してはならない。	第５条　当該交付金は、宗教活動、政治的活動、選挙活動その他公序良俗に反する活動の費用として支出してはならない。
（交付通知）	（交付通知）
第６条　市長は、毎年１月１日から１２月３１日までの寄附金額に係る交付金について、当該期間終了後、第３条に規定する交付金の基準により算定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付通知書（様式第１号）により自治会に通知するものとする。	第６条　市長は、毎年１月１日から１２月３１日までの寄附金額に係る交付金について、当該期間終了後、速やかに第３条に規定する交付金の基準により算定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付通知書（様式第１号）により自治会に通知するものとする。この場合において、寄附者の氏名等については、当該寄附者の同意を得た場合に限り、自治会に通知するものとする。
（交付申請）	（交付申請）
第７条　前条に規定する通知を受けた自治会は、交付金の交付を受けようとするとき、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付申請書（様式第２号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。	第７条　前条に規定する通知を受けた自治会（以下「申請自治会」という。）は、当該交付金の交付を受けようとするときは、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付申請書（様式第２号）に必要書類を添えて提出しなければならない。
（交付決定）	（交付決定）
第９条　市長は、第７条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付決定通知書（様式第３号）により自治会に通知するものとする。	第９条　市長は、第７条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付決定通知書（様式第３号）により申請自治会に通知するものとする。
	（交付の特例）
	第１０条　当該交付金は、概算払により交付することができる。この場合において、前条に規定する交付決定の通知を受けた申請自治会が、概算払を受けたいときは、ふるさとうるま自治会活動応援交付金概算払交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
（実績報告）	（実績報告）
第１０条　前条の規定により、交付決定を受けた自治会（以下「交付自治会」という。）は、事業完了後、ふるさとうるま自治会活動応援交付金実績報告書（様式第４号）に、ふるさ	第１１条　第９条の規定により、交付決定を受けた申請自治会（以下「交付自治会」という。）は、ふるさとうるま自治会活動応援交付金実績報告書（様式第５号）に、ふるさとうるま

とうるま自治会活動応援交付金精算書（様式第５号）その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。	自治会活動応援交付金精算書（様式第６号）その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（交付金額の確定）	（交付金額の確定）
第１１条　市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めた場合は、交付金の額を確定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付確定通知書（様式第６号）により、速やかに交付自治会に通知するものとする。	第１２条　市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めた場合は、交付金の額を確定し、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付確定通知書（様式第７号）により、速やかに交付自治会に通知するものとする。
（交付金の交付）	
第１２条　交付金は、交付額の確定後に交付するものとする。ただし、市長は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付金の交付決定後概算払により交付することができるものとする。	
（交付金の請求）	
第１３条　前条の規定により交付金の交付を受けようとする交付自治会は、交付金の額の確定通知を受理した日以後に、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。	
２　前条ただし書の規定により概算払を受けようとする交付自治会は、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付決定通知を受理した日以後に交付金交付請求書を市長に提出しなければならない。	
第１４条　［略］	第１３条　［略］
（交付金の返還）	（交付金の返還）
第１５条　市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて交付金の返還を求めるものとする。	第１４条　市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて当該交付金の返還を求めるものとする。
（交付金に係る経理）	（交付金に係る経理）
第１６条　［略］	第１５条　交付自治会は、交付金に係る収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、当該交付対象運営及び事業の完了した日の属

	する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。
（報告及び調査） 第１７条　市長は、必要があると認めるときは、交付自治会に対し、交付金に関する報告を求め、又は市職員に実地調査をさせることができる。	（報告及び調査） 第１６条　市長は、必要があると認めるときは、交付自治会に対し、当該交付金に関する報告を求め、又は市職員に実地調査をさせることができる。
（自治会への情報提供） 第１８条　市長は、寄附者の同意を得られた場合は、自治会に対して当該寄附者の氏名、住所及び寄附金額の情報を提供することができる。 ２　市長又は自治会は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年うるま市条例第１号）その他の個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、寄附者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。	
（返礼品） 第１９条　自治会はうるま市外に住所を有する寄附者に対し、返礼品を送ることができる。 ２　自治会は、返礼品の取扱いを開始する場合は、あらかじめふるさとうるま自治会活動応援事業返礼品取扱届出書兼同意書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。 ３　返礼品の製作、発送等に要する一切の経費及び返礼品の手配は、自治会が負担するものとする。	
第２０条　［略］	第１７条　［略］

備考

１　現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

２　表中の［　］の記載は注記である。

様式第１号中

「　　記

ふるさとうるま自治会活動応援交付金合計額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附者氏名	住所・電話番号	寄附金額 （円）	応援交付金 （円）
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		

」を

「　　記

ふるさとうるま自治会活動応援交付金合計額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※寄附者情報のご提供希望の場合は、お申し出下さい。　　」に改める。

様式第３号中

「 第　　号 」を

「 第　　号

年　　月　　日 」に改める。

様式第４号を削る。

様式第５号中「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１１条」を「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１０条」に改め、同様式を様式第４号とする。

様式第６号中「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１１条」を「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１０条」に、

「１　概算受領済額（①）　　金　　円

２　交付金精算額（②）　　金　　円

３　差引額（①－②）　　金　　円

」を

「１　精　　算　　額（①）　　金　　円

２　受領済交付金額（②）　　金　　円

３　差　引　額（①－②）　　金　　円《精算払請求額》」に改め、同様式を様式第５号とする。

様式第７号中「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１２条」を「ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１１条」に改め、同様式を様式第６号とし、同様式の次に次の２様式を加える。

様式第７号（第１３条関係）

年　　月　　日

うるま市長　様

所　在　地
自 治 会 名
代　表　者　　㊞
電 話 番 号

ふるさとうるま自治会活動応援交付金（　精算払・概算払　）交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けたふるさとうるま自治会活動応援交付金について、ふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　交付決定額　　金　　円
２　既　払　額　　金　　円
３　請　求　額　　金　　円
４　振込先（口座情報）

金融機関名		支店名	
預金種目	普通　・　当座	口座番号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

□　委任状

委任者(申請者)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
ふるさとうるま自治会活動応援交付金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者(口座名義)
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　申立書

申立者(申請者)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
当自治会がふるさとうるま自治会活動応援交付金の受領に使用する振込口座について、自治会名義とは異なる口座を指定いたします。なお、指定する口座は当自治会の活動に係る経費の管理及び支払いに使用している口座であり、交付金の適正な執行及び管理を行うものです。

様式第８号（第１９条関係）

年　　月　　日

うるま市長

（届　出　者）
所 在 地
自治会名
代 表 者
電話番号

ふるさとうるま自治会活動応援事業返礼品取扱届出書兼同意書

ふるさとうるま自治会活動応援事業交付金交付要綱第１９条の規定に基づき、当自治会おいて返礼品の取扱いを開始したいので、下記の事項を遵守し、適正な手続きを行うことを同意のうえ届け出ます。

記

１．同意事項

当自治会は、返礼品を取扱うにあたり、以下の事項を遵守及び同意します。

１	代表者等が、うるま市暴力団排除条例（平成２３年１２月２０日条例第２３号）第２条第１項第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しないこと。	□
２	返礼品を取り扱うにあたり、ふるさと納税返礼品に係る関係法令を遵守すること。	□
３	返礼品を取り扱うときは、総務省の承認が必要不可欠であることを理解し、返礼品に係る手続きを進めるにあたっては、必ずふるさと納税担当部署と調整・協議を行うこと	□
４	個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守すること。	□

２．提供予定返礼品名称

３．返礼品の内容

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和８年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後のふるさとうるま自治会活動応援交付金交付要綱の規定（第３条ただし書及び第１９条を除く。）は、令和９年の交付金に係る手続ついて適用し、令和８年分の交付金に係る手続については、なお従前の例による。